

活

第2号

茨城県労災保険指定医協会

「活」編集委員会

発行責任者 石島 弘之

〒310-0852 水戸市笠原町4 8 9

TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530

E-mail: i-roukyo@mito.ne.jp

医療改革と診療報酬改定

副会長 小松崎 睦

小泉総理の突然の御乱心ではないが、郵政民営化の可否について民意を問うと言って、衆議院の解散と選挙が行われた。結果は国民の大方の予想をはるかに越えて、与党で三分の二以上の議席が確保された。これで郵政の民営化は促進されるという。

この改革は第一歩であり、次には歳出の削減、特に年金、福祉の見直しが囁かれている。福祉とくれば医療費であり、18年度の改定は既に厚生労働省では素案はできているようで、我々にとっては改悪以外の何者でもない案が、ちらちらと耳に入っている。バラ色ではなく灰色であるのは当然である。改定は9月の予定だったが、選挙のために10月末か11月にずれ込みそうである。

新政権が早々と取り組まなければならないテーマとして、財政再建の名のもとに医療費改革という争点に絞ってきている。「医療は際限のない金食い虫であるから抑えるべきである」「医師会は抵抗勢力そのものである」と小泉総理は言っているし、診療報酬や薬価の引き下げが実現できるかどうか、当面の試金石となると位置づけている。

前回の改定時に大騒ぎになったのは、内容はもちろんのこと、発表から施行までのタイムラグがひと月しかなく、吟味する時間がまったくないという闇討ちみたいな坑道を取られたことである。今回はその轍を踏まないように、少しのニュースでも耳を素通りさせることなく利用し、厚生労働省との折衝に努力することが大切である。



役員改選 新会長に石島氏

後藤・志村・浦川・小宅の4氏が退任

平成17年3月23日(水)、平成16年度の定期総会が行われました。15年度の事業・決算報告、16年度の補正予算、17年度の事業計画・予算案が審議・了承されました。また、役員改選について審議され、昭和62年度と平成11年度から16年度までの通算7年間にわたり会長として活躍された後藤昇先生が退任、新会長に石島弘之先生が選ばれました。

楽しかった改定作業

前会長 後藤 昇



私が労災保険指定医協会に関わり合いをもったのは48年頃だったと思います。協会主催のゴルフ大会が大洗ゴルフ場で開催され、当時は土浦の国立病院に勤務していた私が出席し、懇親会が行われた茨交ホテルの席上で、当時の上甲会長に推薦されたのが始まりで、爾来30余年となりました。

今回勤務していた病院を退職しましたので、会長職を辞することになりました。この間お寄せいただきました皆様のご厚情に感謝、御礼申し上げます。また、厚生労働大臣賞の褒章を受けたのも、会員の皆様のご協力、ご援助の賜物と心より感謝申し上げます。

色々なことがありましたが、一番の思い出は茨城方式による日医や厚生省への陳情でしょうか。全国の情報を入れては改定作成して、その内容を次々高度化してレベルアップに努力した日々が思い出されます。労働省、基準局の方々との話し合いに全国の労災関係の先生方との打ち合わせ等は、今思い出しても興奮する位楽しい作業だったと思います。

協会創立40周年の記念誌も発刊できましたが、故人となられた会長先生達の功績と考えております。

協会も間もなく創立50周年を迎えますが、記念事業が無事成功されますよう、協会の発展と共にご祈念申し上げます。

総合的サービスの充実にむけて



会長 石島 弘之

このたび後藤昇前会長の後を引き継いで第六代目の会長に選ばれました。当協会は昭和33年初代志村国作会長以来、営々と積み重ねてこられた歴史と実績を持つ他県にも見られないすばらしい団体であります。

最初は荷が重すぎてとても務まるものではないと辞退しましたが、事情を知っている副会長のなかで何かと連絡の取りやすい水戸在住者ということになり、結局受けざるを得ない事態になりました。

挨拶文を会報に寄稿するにあたり創立40周年史を改めて開いて見ました。歴代会長をはじめ諸先輩達の労災保険診療報酬の是正適正化に対する血の滲むよう

なご努力に頭の下がる思いをいたしました。と同時に会長としての役割の重さをひしひしと感じているところであります。しかし、一旦お引き受けいたしましたからには、誠心誠意職務の遂行に努力いたす所存であります。

故志村巖会長の遺稿になりました会史の挨拶の中に「今後は労災指定医と産業医とが有機的な連携を図って、医療・保健・福祉といった総合的サービスの充実に一層の努力をされるように」との一文が載っております。先生のご遺志を継いで頑張ってまいりますので会員の皆様には一層のご支援を心よりお願い申し上げます。ましてご挨拶といたします。

茨城県労災保険指定医協会役員

(任期：平成17年4月～19年3月)

役職名	氏 名	医療機関名	住 所
顧問	原中 勝征	大 圃 病 院	筑西市
"	後藤 昇	介護老人保健施設「みがわ」	水戸市
会 長	石島 弘之	石島整形外科医院	水戸市
副会長	山本 修	山本眼科医院	日立市
"	小松崎 睦	日立整形外科	日立市
"	石井 隆志	石井外科内科医院	水戸市
"	大柰 廣伸	中央大柰整形形成外科	土浦市
常任理事	塚田 恵一	県 南 病 院	土浦市
"	市原 健一	いちはら病院	つくば市
"	田崎 喜昭	田崎外科医院	ひたちなか市
"	大木 勲	結 城 病 院	結城市
"	宮本 晋行	宮 本 医 院	水戸市
"	斎藤 浩	斎 藤 病 院	石岡市
"	小松 満	小松整形外科医院	ひたちなか市
理 事	大山 修身	大山胃腸科外科病院	常陸太田市
"	服部 泰久	服 部 病 院	鹿嶋市

役職名	氏 名	医療機関名	住 所
理 事	滝田 孝博	滝田整形外科病院	石岡市
"	内田 泰彦	内 田 病 院	守谷市
"	栗山 栄	栗山整形外科	日立市
"	笠井 源吾	波崎済生会病院	波崎町
"	高木 俊男	高木整形外科医院	水戸市
"	淵上 隆	協和中央病院	筑西市
"	土沢 正雄	土沢整形外科	水戸市
"	矢ヶ崎千良	茅 根 病 院	日立市
"	友常 勝正	友 常 医 院	土浦市
"	池田 勝	池田整形外科	筑西市
"	荒川 重光	山本整形外科	水戸市
"	斉藤 明宏	さいとう整形外科	筑西市
"	吉成 尚	吉 成 医 院	大子町
"	廣瀬 廣	廣瀬クリニック	つくば市
監 事	中村 尚	中村整形外科医院	水戸市
"	秋山 三郎	秋山クリニック	水戸市

平成18年度診療報酬改定の予想

中村整形外科医院 中村 尚

本年2月から平成18年度診療報酬改定作業が続いています。現在までほぼ確定したと思われる事項の内、紙面の都合で労災関連施設に影響すると思われる3事項について私見を交え列挙します。

有床診療所の新たな分類

厚労省は「その他病床」を持つ有床診療所を、病院並みの高機能を持つタイプ、一時緊急入院を目的にした従来のタイプ、産科の3類型に分け、さらに療養病床を持つ療養型の有床診療所を合わせた4類型に区分する方針で、その診療内容や施設基準（医師数、看護師数等）を考慮し、入院料を新たに設定する考えである。本年12月末までに内容を詰め、これらの区別を診療報酬の点数で行いたいとしている。現在までの診療報酬改定では加算方式はとられず減算方式がとられていることから、有床診療所の入院基本料に関しては現状維持も困難かと予想される。

リハビリテーション

リハビリに関しては、今年2月に厚労省医療課長が「全面的に改定する。施設基準、人員配置基準、個別・集団（集団は不要と考える）、1単位20分は全て廃止する。施設の広さ、PT・OTの配置基準は設けない。」と発言し、リハビリは①脳血管疾患のリハ②運動器リハ③その他のリハにするとした。また、急性期のリハはかなり高くするが、慢性期リハはかなり低くし、リハ総額は減らさないと明言している。この流れから現在の、外傷などの整形外科関連は主に運動器リハに変更されることになった。厚労省は

運動器リハを認める際、リハビリ従事者について有資格者を強く求め、無資格者を従事者としてカウントしないとしている。運動器リハの内容に関しては医師の指示の元、どの資格の従事者が直接行うかが重要で、その違いによって点数も違うと予想される。PT・OTが勤務している施設が有利となるであろう。

制限回数を超える医療行為について

平成16年12月、いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意がなされた。現在、中医協の場でこの制限回数を超える医療行為として、リハビリテーション、ブロック注射、トリガーポイント注射等について議論されている。問題はリハビリの回数制限で、制限回数を超えてリハビリを行うと再診料は保険請求できるが、リハビリ料は自由診療となり全額患者さんに請求することになる。いくら請求するかは各医療機関の判断となり、同じ診療行為をしても回数や医療機関で外来自己負担額が違ふことになり患者不信を招くし、この回数制限が何回になるかでリハビリを行う医療施設の経営が大きく左右されるであろう。

以上、平成18年度診療報酬改定について書いてみました。今後もマイナス改定により医療機関にとっては厳しい状況が続くものと予想されます。



「労災保険適応について」 詳しく知りたい

Q. ガソリンスタンド勤務者が勤務時間終了後、スタンドの敷地外で草を刈っていたところ、誤って左手を切り伸筋腱を切断した。勤務のため自宅を出てから自宅に戻る間での外傷はすべて労災保険で扱うと思っていたが「時間外であり、上司の命令で行った仕事でないので労災保険の適応にならない」とのことであった。

A. 労災保険は、業務災害（業務上の負傷、疾病、障害又は死亡に対する給付）と通勤災害（労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡に対する給付）の二つに分けられます。

「業務災害は業務が原因となって何らかの事故（又は事情）がおき、その事故が原因になった死傷病のことであり、業務起因性が認められなければならない」

「通勤災害とは、労働者が労災保険法第7条第2項及び第3項に規定されている要件をすべて満たした通勤行為中に発生した災害のうち、この通勤行為に起因する災害である」

労災保険法第7条第2項 通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

労災保険法第7条第3項 労働者が前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第1項第2号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない。

本事例においては、業務起因性があるかどうかの問題になります。「業務起因性とは、業務又は業務行為を含めて“労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること”に伴う危険が現実化したもの」とされています。

労働基準局の回答は

1. 勤務時間外であること
2. 上司の命令で行ったこと

でないことを理由としています。業務起因性がないために業務災害と認定されなかったものと思われます。

それでは通勤災害の適応はどうでしょうか。帰宅途中で通勤と関係のない行為を行うことは通勤の「中断」になり、負傷をしても通勤災害とは認められませんので労災保険の給付は無理と思われます。

労働災害隠しについて

中央大祿整形形成外科 大祿 廣伸

労働者災害補償保険（労災保険）は労働者を守るため、昭和22年に創設された制度です。労災隠しとは、労働安全衛生法第100条の「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しない報告義務違反の事です。

なぜ労災隠しが行われるのか

中小企業の場合は下請け経営体質に関係があり、労働災害が多いと企業のランク付けが落ち、公共事業等入札業者から外れることや、元請から仕事が来なくなる無言の圧力が大きな要因と考えられます。さらに、労働保険料算定の仕組みも関係しているようです。労災保険は無事故年度の次年度から保険料率が下がる報奨減額制をとっています。従って、大企業では報奨減額があるかどうかで数億円違うところもあり、数十万円以内で治療と補償がすべて完了するような障害では、労働基準監督署に知らせたくない状態に陥り易いのです。

労働災害で労働保険を使用しない場合には、健康保険診療は認められていないので、自由診療（自費）になります。

診療側には問題はないのか

医療法により健康保険指定医療機関は、患者から健康保険証を提示されたならば健康保険診療基準に則り診療を行わなければなりません。また、主訴など受傷機転や症状は患者から情報を得なければならぬので、医師の「この外傷は仕事ですか」との問いに、患者から違うと言われれば信じるしかありません。したが



ビル建設現場（記事内容とは関係ありません）

って医療機関が企業とグルになって監督署を騙すなど、よほど悪意を持って労災隠しに加担しなければ、労働基準監督署から医療機関へのペナルティはないようです。

事例1

労働災害が発覚するまで「労働者死傷病報告」を提出しなかったとして〇〇労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、2次下請である塗装業Bの代表〇〇と3次下請の塗装業Cの代表〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。

マンション新築現場で、Cの作業員が吹き付け塗装をするためのシート張りをする際、転倒し右手首を複雑骨折したが、

BとCは共謀して「受注を確保するために、元請に労災保険で迷惑をかけたくない。」として労働災害を隠蔽したもの。

事例 2

〇〇基準監督署は、虚偽の「労働者死傷病報告」で労災隠しを行ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで建設会社Eと同社の専務取締役を〇〇地方検察庁に書類送検した。

同社は元請建設会社から2次下請けしたビル建設工事を行っていたが、同社労働者が同建設現場で熱湯を浴び全治3週間のやけどを負った労働災害が発生した際、「自社の資材置き場で起きた。」と同労働基準監督署に虚偽の報告をした疑い。工事現場での労働災害は、元請建設会社の労災保険で補償されることになっているが、同社専務は「元請けの労災保険を使うと迷惑がかかり、仕事がもらえなくなると思った。」と供述。

指導委員会より 2

- ・ブラッシング料（汚染除去）とデブリードマン加算について

初診時のみで重複請求はできません。

- ・症状経過について

単に加療中だけでなく処置、処理の内容を詳しく記載してください。

- ・再接着術について

骨接合、神経や血管・筋腱の縫合を伴うもので、必ず図示して下さい。

事例 3

〇〇労働基準監督署は、製鉄所内で発生した労働災害3件を隠していたとして、1次下請けの鉄鋼加工会社Gと同社部長代理ら2人を労働安全衛生法違反の疑いで〇〇地方検察庁に書類送検した。

同人らは、これらの労働災害について、労働災害では使えない健康保険扱いとし、労働者が業務中、転倒してひざの骨を折り3か月のケガをしたのに、これを通勤災害扱いとしていたもの。

労災隠しの企業に対し、労働基準監督署は、所管する法律により行政指導を行っています。特に頻回の指導を無視するような悪質な場合は、監督署の判断で告発し、検察庁へ送致できる権限を持っています。平成14年には全国で97件の告発がありました。

労働災害保険制度は多少問題点を抱えた制度のようですが、労災保険の趣旨・目的を十分に思考し、結果的に患者が不利益を蒙らないよう労災指定医療機関として努力したいと思います。

『活』編集委員紹介

- | | |
|-----|-------------------|
| 委員長 | 小松崎 睦（日立整形外科） |
| 委員 | 石井 隆志（石井外科内科医院） |
| | 大柵 廣伸（中央大柵整形形成外科） |
| | 高木 俊男（高木整形外科医院） |
| | 小松 満（小松整形外科医院） |
| | 荒川 重光（山本整形外科） |
| | 中村 尚（中村整形外科医院） |

新規指定医療機関

平成16年10月から

医療機関名	所在地	診療科目	代表者	指定日
ウィング眼科	土浦市	眼	島田 忍	16. 10. 1
いのもと整形外科	岩井市	内、整外、リハ、リウ	井元政義	16. 10. 1
天貝整形外科 クリニック	つくば市	整外	天貝 均	16. 12. 1
佐竹南台菜のはな クリニック	常陸太田市	内、小、外、整外、アレ、 脳神外、神内、心内	梅原 裕	17. 2. 1
西野医院	日立市	内、外、心内、整外、 リハ、小	西野弘美	17. 4. 1
医) 厚守会 立沢クリニック	守谷市	整外、内、麻	田中弘彦	17. 5. 1
医) 社団 筑波記念会 筑波総合クリニック	つくば市	循、心外、脳外、消、呼、神内、 小、整外、形外、婦、皮、眼、 内、外、アレ、リハ、耳咽	小林栄喜	17. 5. 1
たかはぎ眼科	高萩市	眼	鈴木美奈子	17. 6. 1
瓜連慶友整形外科	那珂市	整外、リハ、内、リウ	大津寄雄志	17. 7. 1
医) 芳医会 あおぞらクリニック	北茨城市	内、小	馬目恒久	17. 7. 1
牛堀整形外科	潮来市	内、外、整外	荒張喜好	17. 8. 1
三和記念クリニック	古河市	内、消、外、整外、皮、肛、 リハ、放	柴橋哲也	17. 8. 1
千葉クリニック	日立市	内、循	千葉一博	17. 8. 1

編集
後記

●「活」活気、活性、活動、活発、活躍、活力、活路。どれをとっても元気がでる。題字

は石島新会長の揮毫である。生き活きとした書体で未来を感じる。

●労災保険は業務災害又は通勤災害により傷病を被られた労働者に対して、できるだけ早く、後遺症を残さないよう治療し、速やかに労働能力を回復させ、社会復帰に至るまでの治療が求められる。各人努力しよう。

●診療報酬改定は改悪の予想。労災保険の適応は麻薬を吸って通勤途上のケガはどうなのか。(高木記)

指定取消医療機関

医療機関名	所在地	理由	取消日
宮本外科内科医院	結城郡八千代町	閉院	16. 11. 8
坂本医院	水海道市	閉院	17. 7. 31

編集委員会より

「活」にご意見ご感想をお寄せ下さい。
投稿大歓迎です。

茨城県労災保険指定医協会

〒310-0852 水戸市笠原町489

茨城県メディカルセンター3F

TEL 029-243-5701

FAX 029-243-6530

E-mail: i-roukyo@mito.ne.jp

表紙・イラスト/高木俊男先生